

Title	スウェーデン 「刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律」
Sub Title	Swedish Law of Psychiatric Investigation in Criminal Procedure : Translation and Comments
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.1 (1983. 1) ,p.91- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830128-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スウェーデン

「刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律」

坂 田 仁

刑事政策の目標は犯罪の予防である。この目標に到達するため、犯罪者を生物学的・心理学的に反応する人間として認識する必要がある。そして、その活動の主体である裁判所は、その判決の対象である人間をよく知らなければならない。裁判所は、民衆に対し絶大な権力を軽々しく用いることなく、その判決の与える影響を充分に自覚する必要があると同時に、適切な制裁を選択する上で、犯罪者の人間を知ることが必要だからである。

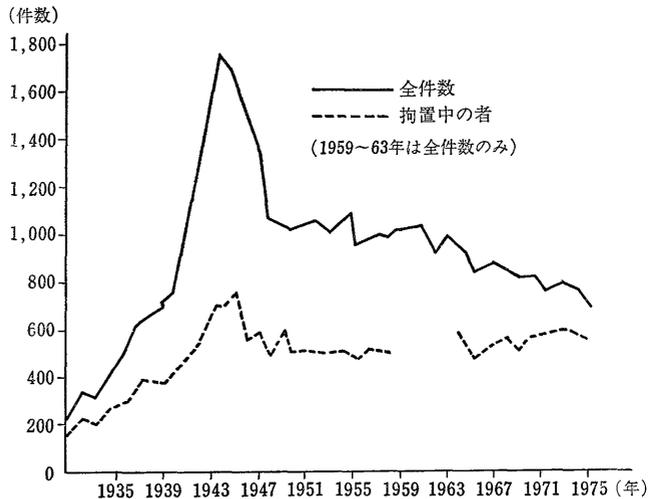
法精神医学は、犯罪者の中に精神病患者や精神薄弱者が多いとされる点からも、刑事政策の分野で重要な働きをする。法精神医学は、一種の経験科学であり、その対象は、裁判における法的な決定に重要な意味をもつ精神状態である。そして、その刑事裁判での役割は、被告人が何らかの精神障害又は精神的欠陥におち入っているか否かを調査し、その病理的な症状を診断して、治療方法と社会的予

後とを医学的に指示するとともに、特にスウェーデンにおいては、刑事政策的処分が多様化しているので、そのどれが適切かを判断するための要件を明らかにするために精神鑑定（法精神医学的調査）をすることである。

以上は、O・チンベリーが刑事学の根本問題の中で述べていることである。⁽¹⁾この書物は保護法草案の発表以前に書かれており、草案にむけての熱情がスウェーデンの刑事政策全体を支配していた時代のものである。⁽²⁾しかし、スウェーデンの精神鑑定を考える上では、見逃すことのできないものであると思う。

スウェーデンの最初の精神鑑定は、一七三六年に行われたとされる。⁽³⁾それが刑事訴訟の中に制度化されたのは一八二六年の国王の書簡による。⁽⁴⁾精神に障害のある犯罪者については、医師の診断書を得た上で、裁判所は、その者の責任を問わぬことを明らかにして、そ

法精神医学的調査（精神鑑定）実施件数



Psykiskt avvikande lagöverträdare, SOU 1977: 23, p. 286より。

の者を保護すべき権限ある機関（病院）に引渡すこととなつたのである。

チュレーン⁽⁵⁾は、精神鑑定の必要性について、素人は、精神障害を見分ける能力がないから、精神鑑定の要否の判断を裁判官にゆだねるのは幻想である。少しでも疑わしい時は、殺人、放火、一部の性

犯罪については全て精神鑑定を受けさせるべきであり、又、重大犯罪の反覆の場合は、鑑定を義務的とすべきであると述べている。更に、チュレーンは監獄医に精神医学の知識を必須と考えていた。スウェーデンが、抑留及び監置の制度を採用したのは一九二〇年代の末であり、チュレーンはその責任者でもあり、制裁選択上の精神鑑定の必要性を痛感していたことがうかがわれる。この頃同時に問題とされていた、条件付判決、少年拘禁などについて、人格調査が制度化されつつあったことも考慮しなければならない。⁽⁷⁾

精神鑑定制度採用の際の右の事情は、スウェーデンにおける精神鑑定の特殊な位置づけを示すものである。精神鑑定医は、その当初より裁判所の協力者として手続に参加しているのである。これは、検察官又は被告人の証人として鑑定人が手続に参加する英国その他の国との特徴的な相違である。更に、もうひとつの特徴は、鑑定結果の再審査の制度である。一九五四年の精神衛生法の改正まで続いたという、その制度は、中央保健連合 (Sundhetsförbundet) が、詐病の発見を主目的として、すべての精神鑑定の内容の審査を行つたのである。⁽⁹⁾ 一九五四年にこの制度は、裁判所が、医務庁（現在は社会庁）に対し、精神鑑定医の提出した鑑定書に対する意見を求めるという形に変化し、現在に至つている。⁽¹⁰⁾ ここで、チュレーン、チンベリーを会員にふくむ、スウェーデン刑務協会が一九一一年に設立されていることも記しておくはならない。⁽¹¹⁾

精神鑑定とは別に、一九三九年の人格調査に関する法律の制定の際に、簡易な医師の診断書を求めることが制度化されている。⁽¹²⁾ これ

は、四条（現在は七条）診断書と呼ばれ、抑留、少年拘禁などの判決をする場合には必須のものとされてきた。この診断書により、精神鑑定が必要になれば、精神鑑定を行う仕組みになっており、医師の診断書を求めた事件の六〇％で精神鑑定が行われている⁽¹³⁾。手許の表によると精神鑑定の件数は、一九二〇年代末から増えつづけ一九四四年に最高に達し、その後漸減していることが判る。最近では年間約八〇〇件前後の鑑定が行われている⁽¹⁴⁾。

現行刑法典の施行後、それに関連する法改正のひとつとして、精神衛生法が廃止され⁽¹⁵⁾、かわつて閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律が制定された。この時、従来精神衛生法の中に規定されていた精神鑑定に関する部分が独立し、新たに「刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律」が制定されて、一九六七年一月一日から施行された⁽¹⁶⁾。それがここに訳出した法律である。

法精神医学的調査は、刑事訴訟事件手続の中で、裁判所の命令で実施される。この調査を担当する医師は、法精神医学クリニック又はステーションに属する医師である。一九七七年現在、クリニックは、Stockholm, Lund, Uppsala, Göteborg, Härmösand に、ステーションは、Stockholm, Linköping, Växjö, Örebro, Sundsvall, Umeå に設置されており、調査の約半数はこれらに属する医師が、他は、社会序の指名する医師が行っている⁽¹⁸⁾。調査に付される事件に特定の条件はないが、殺人、重大な人身犯、放火、重大な性犯罪については、ほぼ例外なく調査が行われている。行為者側の条件としては、長期

スウェーデン「刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律」

の収容が必要な事件、疾病が原因とみられる事件、精神科医療の必要な者の事件、重いアルコール、薬物などの中毒者の事件などである。この調査の行われた事件の六〇％では、事前に医師による七条の診断書が求められている。手続上の要件としては、人格調査と異なり、法精神医学的調査は、被告人が犯罪を自白するか又は犯罪を犯したとみられる確実な証拠のある場合にのみ実施される。この調査の法律的效果は、とくに閉鎖的精神医学的保護について認められ、この制裁は、法精神医学的調査の結果、調査担当医師の意見によつてのみ科せられる⁽²⁰⁾。調査には実施期間の制限があり、原則として三週間、期間延長は一回三週間で、合せて最高六週間以下となつて⁽²¹⁾いる。しかし、実際には、拘留中の事件で九〜一週、在宅事件では一五〜二〇週であるという⁽²²⁾。この短縮が制度改革のひとつの論点になつている⁽²³⁾。調査結果の報告には、閉鎖的精神医学的保護（精神薄弱者の場合には、特別病院での保護）の要否、犯行時の精神状態に関する意見が述べられ、閉鎖的精神医学的保護（特別病院での保護）以外の措置が必要な場合には、その措置についても言及しなければならぬ⁽²⁴⁾。通常抑留（現在は廃止されている）、開放的精神医学的保護、少年拘禁（これも廃止されている）に付す場合にも、この調査が行われ⁽²⁵⁾てゐる。

提出された法精神医学的調査について、裁判所は、更に社会序の意見を求めることができる⁽²⁶⁾。この調査の再審査は、社会序内の法医務局が行つている⁽²⁷⁾。審査機関は専門委員を勤める三人の医師（ひとり是一般精神科医師、他は法精神医学医師、それに議長となる通常の医師一

九三 （ 九三 ）

精神科医ではない)で構成される法精神医学部である。審査は書面審査で、事実審理は行わない。その必要がある場合には、専門委員のひとりに回付して、補充調査をさせ、その報告を得て審査する。

この審査は、全ての調査の一〇―一五%についてなされ、修正率は審査対象事件の約一〇%である。

なお、法精神医学的調査がなされた場合、その報告書は裁判所に二通、社会庁及び犯罪学中央公文書館に各一通ずつ送付されることになっている。⁽²⁸⁾

法精神医学的調査の現状について、いくつかの批判がある。⁽²⁹⁾最も強い批判は、調査期間の長さである。長期間事件が未済になることは法的安定性の面からも不適當で、それを早めること、或いは調査を簡易なものにすることなどが議論されている。ひとつは、法精神医学的調査を七条の診断書で置きかえてしまうことである。第二は、例えば現に精神病院を退院して六ヶ月未満の犯罪者については調査を省略し、社会庁から意見を聞くにとどめようというものである。こうした方法で調査の数を制限しようとする。第三は、裁判所が閉鎖的精神医学的保護に付する事件では、被告人を直ちに病院に送致し、法精神医学クリニックでの滞在期間を減らそうとするものであるが、これには、調査担当医と異なり通常の病院の医師には患者との治療関係の問題が残るといわれている。診断のみに従事する調査担当医師に保護業務を持たすことも問題にされ、それにより客観的な診断が不可能になるとか、強制的雰囲気の中で行われる調査に

は治療的関係を困難にするとかの議論もある。逆に調査担当医師と対象者との間に成立した関係を治療に活用できないのは損失だともいわれている。

右のような批判の中で、法精神医学的調査の制度の改革も意図されているが、それはまだ実現されていないようである。その基本的な論点は、実は法精神医学的調査の枠外にあるように思われ、筆者にはそれを取り上げるだけの余裕がない。ここで示唆できる問題は、閉鎖的精神医学的保護に関する法律の改正で、精神病と比較し得る異常状態の縮減と同法第一条七項の廃止とである。このふたつは、矯正保護と医療保護の中間領域をどのような形で処理するかという基本的問題にかかわっていると思われる。⁽³¹⁾

(1) オルフ・ナンベリ、刑事学の根本問題(西村克彦訳)二〇八―二二三頁。

(2) 同上書二二三頁以下参照。

(3) Torsten Eriksson, *Kriminalvård*, 1967, p. 317.

(4) *Ibid.*, p. 318, Gösta Rylander, *Samhället och de psykiskt avvikande*, 1968, p. 17.

(5) *Nr.* T. Eriksson, *op. cit.*, p. 320 *ff.* (Johan C. W. Thyrén, *Principierna för en strafflagsreform*, I, 1910, p. 166. より引用)

(6) *Ibid.*, pp. 320 *ff.*

(7) *Ibid.*, pp. 266f. 坂田、スウェーデンの情状鑑定類似制度、上野正吉他編刑事鑑定の理論と実務七四頁以下参照。

(8) G. Rylander, *op. cit.*, pp. 17 f.

- (9) Ibid., p. 18.
- (10) Psyiskt avvikande lagöverträdare, SOU 1977 : 23, p. 282.
- (11) Ivar Agge, Die Entwicklung des schwedischen Strafrechts, ZStrW. Bd. 71, p. 100.
- (12) Op. cit., SOU 1977 : 23, p. 281, G. Rylander, op. cit., pp. 76 ff.
- (13) Op. cit., SOU 1977 : 23, p. 284.
- (14) Ibid., p. 286. なお七条の診断書の件数は年間約三千件である。
- (15) Lag om beredande av slutna psykiatrisk vård i vissa fall, 16. juni 1966 (Nr. 293) 藤岡小太郎訳がヌーデン社会研究月報七巻一二号及び八巻一号に載せられたり。
- (16) G. Rylander, op. cit., p. 61.
- (17) 刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律（以下法と略す）第一条。
- (18) Op. cit., SOU 1977 : 23, p. 284. 以下の記述もこれによる。
- (19) 法第二条。人格調査の開始の場合と異なり、証拠による認定が要件にならざる。これは「制度再検討のひとつの論点である。」(Op. cit., SOU 1977 : 23, p. 293).
- (20) 法第三条。
- (21) 法第四条。
- (22) Op. cit., SOU 1977 : 23, p. 286.
- (23) Ibid., p. 287.
- (24) 法第五条。
- (25) 人格調査に関する法律第七条による医師の診断書がこれらの場合には必須のものであり、本法による法精神医学的調査は必ずしも必要ではない。抑留に付する場合には必ず行われたという。(Knut Sveri, Die

「ヌーデン」刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律]

Behandlung der gefährlichen Gewohnheitsverbrecher in den nordischen Ländern, ZStrW. Bd. 80, p. 180).

- (26) 法第六条。
- (27) 同上 Op. cit., SOU 1977 : 23, pp. 286f.
- (28) KIK 25 nov. 1966 ang. tillämpningen av lagen om rättspsykiatrisk undersökning i brottmål 6 S.
- (29) 同上 Op. cit., SOU 1977 : 23, pp. 287 ff.
- (30) Ibid., pp. 289 ff. 上記は改革の指針が述べられている。やや内容が細かく、紹介を省略する。
- (31) Cf., Summery, Op. cit., SOU 1977 : 23, pp. 379 ff., Nytt straffsystem, BRÅ Rapport 1977 : 7, pp. 364 ff.

(本稿で翻訳した法律の原文は「Sveriges Rikes Lag」に記載されてる一九八一年現在のものである。)

刑事訴訟事件における

法精神医学的調査に関する法律

(一九六六年六月一六日公布
一九六六年法律第三〇一号)

第一条 刑事訴訟事件において、裁判所は、本法に従い、被疑者の精神状態の調査（法精神医学的調査）について決定することができる。

法精神医学的調査は、法精神医学クリニックもしくはステーションの医師又は社会庁の指定するその他の医師により実施される。社会庁は、調査のクリニック又はステーションへの分配を定め

る。

第二条 法精神医学的調査に関する決定は、被疑者が犯罪を自白した場合又は被疑者が犯罪を犯したことが証拠によつて認定された場合で、かつ、調査が制裁の決定又はその他の点で事件の裁判に有意な場合に、宣告される。

裁判所が、罰金より重い刑罰が犯罪に対して科されるべきでないと思つる場合には、法精神医学的調査は、特別な理由が存在する場合にのみ決定される。

第三条 裁判所は、法精神医学的調査を実施することなしに、何者に対しても閉鎖的精神医学的保護又は精神的発達遅滞者のための特別病院での保護に付すべき旨の命令をすることはできない。

被疑者が閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律（一九六六年六月一六日法律第二九三号）第九条第二項による決定もしくは裁判所の命令にもとづき閉鎖的精神医学的保護のための病院入院している場合もしくは同法第十九条により試験的に退院している場合又は精神的発達遅滞者の養護に関する法律（一九六七年一月一五日法律第九四〇号）第三五条にもとづき精神的発達遅滞者のための特別病院に入院している場合には、第一項に定める命令に先立つて、法精神医学的調査を実施する必要はない。右の場合には、閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律又は精神的発達遅滞者の養護に関する法律第三五条にもとづき被疑者が引きつづき保護されることを明らかにしている、社会庁の意見が訴訟手続の中に存在していれば、充分である。

第四条 法精神医学的調査に関する決定は、できるだけ速やかに宣告されなければならない。

調査は迅速に実行されなければならない。調査に対する意見書は、調査に関する決定が、調査を実施する法精神医学クリニック又はステーションに到達した日より六週間以内に裁判所に提出されなければならない。特別な場合には、社会庁は、その猶予を認めることができる。

第五条 法精神医学的調査に対する意見書には、閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律にもとづく保護又は精神的発達遅滞者の養護に関する法律第三五条に基づく特別病院での保護を被告人に準備する要件に関する意見とともに、犯行時における被告人の精神状態に関する意見をふくめなければならない。ただし、これと異なる裁判所の決定のある場合は、この限りでない。調査担当医師は、被告人がその精神状態により閉鎖的精神医学的保護又は特別病院での保護以外の措置の対象であると認めた場合には、これを特記しなければならない。

調査担当医師は、意見書の中で、自己の意見の根拠となつた状況を摘示しなければならない。

第六条 裁判所が、提出された法精神医学的調査に対する社会庁の意見を求めた場合、社会庁は、必要に応じて、調査を補充しなければならない。

社会庁は、その意見書の中で、調査担当医師の意見書に対する態度を明らかにし、かつ、社会庁の見解が調査担当医師とは異なる

る場合には、その理由を示さなければならない。

第七条 拘置されていて、法精神医学的調査を受けなければならない者は、なるべくすみやかに、調査の実施される法精神医学クリニックに移送されなければならない。調査が法精神医学クリニックで実施されることにはならない場合には、それに代えて矯正保護施設又は拘置所に収容されなければならない。

拘置されている被疑者が法精神医学的調査のために拘置所以外の場所に収容されている場合、右被疑者は、調査の終了後すみやかに拘置所に移送されなければならない。右の者が調査担当医師の意見により閉鎖的精神医学的保護又は特別病院での保護を必要とする場合には、その者を右に代えて法精神医学クリニックに収容しなければならない。

裁判所がある者を閉鎖的精神医学的保護又は特別病院での保護に引渡す旨命じ、かつ、その際その者を拘置する旨宣言した場合、その者は、法精神医学クリニック又は矯正保護管区内の精神科病棟で、閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律第一二条による病院又は特別病院に収容されるまで、保護されなければならない。右の者は、訴訟事件での判決が確定した後においても、右クリニック又は病棟を去ることを禁ぜられ、その他保護の目的にてらし又はその者自身もしくは周囲の人を守るために、必要な強制措置に服さなければならない。

第七条の一 拘置されている被疑者に関し、決定すみの法精神医学的調査の開始がいちぢるしく遅れることが予想される場合、右被

スウェーデン「刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律」

疑者を閉鎖施設である矯正保護施設又は矯正保護施設の分画に収容し、かつ、犯罪者の施設内処遇に関する法律（一九七四年法律第二〇三号）第一〇条、第一七条、第一八条及び第二〇条ないし第二二条の規定に、適用可能な限度で服させるべき旨命令することができ、右の命令は、調査の実施されるクリニックの長又は、調査が法精神医学クリニックで実施されない場合には、調査担当医師が要求し、かつ、被疑者及び検察官がこれに同意する場合にのみ発することができる。命令の発される前に、被疑者の弁護士に意見を陳述する機会を与えなければならない。

調査の開始後すみやかに被疑者は、調査が実施される場所に移されなければならない。特別な理由により、第一項に定める条件の下での留置が中断することになった場合には、これに関する命令は取消さなければならない。

本条による決定は、矯正保護庁又は同庁の定める矯正保護職員によつて宣告される。

第八条 身柄を拘束されていない者で、法精神医学的調査を受けなければならない者は、調査を受けるために、調査担当医師の定める時間に、右医師の定める場所に自ら出頭する義務を負う。調査は、可能ならば、被疑者の職業生活を妨げない他、重大な不都合を生じないような方法で実施するものとする。

第九条 身柄を拘束されていない被疑者が法精神医学的調査のため自ら出頭することを怠たり、又は、被疑者が自由意思で調査に協力しようとはしないと考えられる理由がある場合には、裁判所は

九七 (九七)

右被疑者を法精神医学クリニックに収容する旨決定することができる。右の決定には、被疑者をクリニックに拘束することのできる、三週間以内の期間を定めなければならない。定められた期間内に調査が終了し得ない場合には、裁判所は、続けて更に最高三週間収容する旨の決定をすることができる。

第一項に基づき法精神医学クリニックに収容されている者は、クリニックを離れることを禁じられ、かつ、収容の目的にてらし又は自ら及び周囲の人を守るために、必要な強制措置に服さなければならない。

第一項に基づく法精神医学クリニックへの収容の申出は、調査担当医師がこれを行う。被疑者は右の申出に対し意見を陳述する機会を与えられなければならない。

第九条の一 第七条又は第九条により法精神医学クリニックに収容されている被疑者が信書を発送しようとする場合、クリニックの長は、右被疑者が精神病に罹り、かつ、当該信書が病氣の影響を受けたため被疑者にいちじるしい不都合を生じる内容をふくむと考えられる事由が存する場合に、当該信書を差押えることができる。被疑者が信書の開披及び調査をみとめた場合に、当該信書が明らかに上記の如き内容をふくむものと判明した場合にも、右の信書を差押えることができる。

第一項の規定は、スウェーデンの官公署又は被疑者の公選の弁護人にあてた信書にはこれを適用しない。

本条において信書について定めたところは、その他の書類にも

適用する。

第一〇条 警察署は、調査担当医師の要求により、身柄を拘束されない被疑者が法精神医学的調査のために自ら出頭しようとしていない場合に、援助を提供しなければならない。

第一一条 第九条第一項に基づき裁判所がある者を法精神医学クリニックに収容すべき命令をした決定に対する不服申立は、独立してこれを提起することができる。

裁判所が本法に基づいて宣告した決定は、直ちに効力を生じる。第九条第一項の決定に関しては、右の決定が法精神医学クリニックへの調査のための継続収容の命令をふくむ場合にのみ、本項の規定を適用する。

第一一条の一 第四条による社会庁の決定及び第七条の第一項による矯正保護庁の決定に対して、高等行政裁判所に、異議申立によつて不服を申立ることができる。第七条又は第九条の適用に関する矯正保護庁又は社会庁の特定の事件での決定に対する不服申立についても同様とする。

本法の適用に関する矯正保護庁又は社会庁のその他の決定に対する不服申立は、異議申立により、これを国王に対して提起することができる。

第二二条 本法の適用に関するその他の規定は、国王又は国王の定める官署がこれを定める。